

## **[事案 27-94] がん給付金支払請求**

・平成 28 年 1 月 12 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

契約時、募集人により正しい告知を妨げられたことを理由に、告知義務違反による契約解除を取り消し、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの

### **<申立人の主張>**

平成 25 年 9 月に契約した医療保険について、肺がんを治療するために入院したので給付金を請求したところ、検査の事実の告知がなかったことを理由に告知義務違反により契約が解除された。以下の理由により、告知義務違反による契約解除を取り消し、がん給付金を支払ってほしい。

- (1) 契約時、募集人に「検査中である」旨伝えたが、告知書入力時には、募集人はそれに触れなかった。
- (2) 募集人は、契約時に「申立人からは健康診断に行っていたと聞いた」と保険会社に報告しており、全く話が違う。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込・告知日の前日の A 病院での診察・検査や長年に亘る B 病院での診察・治療・投薬の事実、告知事項に該当するものであり、当該事実を告知しなかったことは、申立人の故意または重大な過失によるものである。
- (2) 申立人は、上記(1)の事実を主張しているが、募集人へ確認したところ、そのような話は聞いていないとのことであり、申立人の主張は事実ではない。
- (3) 平成 25 年 12 月の事実確認時には、申立人は、告知日以前の A 病院の受診・検査について告知しなかった理由につき、「検査では、医師から病名も聞いておらず、横隔膜が腫れているような説明のみで、癌の話は一言も無く、告知しようがなかった」と回答しており「検査中である」旨告げていなかったと判断するのが相当である。
- (4) 平成 25 年 12 月以降、申立人からは継続して保険会社の決定に納得できない旨申出を受けていたが、告知時に募集人へ「検査中である」旨告げたとの主張は、平成 27 年 3 月以降初めてなされた。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど契約時や告知書入力時の状況を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人が、告知妨害をし、または、不告知教唆を行ったと認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。